

長建協発第371号
平成23年12月5日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

石綿等が吹き付けられた建築物等解体工事における
集じん・排気装置の稼働の確認等について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記工事においては、石綿障害予防規則第6条第2項の規定に基づき、作業場所の隔離と負圧保持、集じん・排気装置の使用及び出入口への前室の設置が義務付けられております。このうち、ろ過集じん方式の集じん排気装置については、有効な集じん方式として、日本工業規格 Z8122 に定める HEPA フィルターの取付けを示し、かつ、作業の開始前等に装置が有効に稼働できる状態にあることの確認が求められております。しかし、東日本大震災アスベスト対策合同会議の一環として環境省が実施している被災地における石綿飛散状況の調査においては、隔離空間から何らかの原因で外部に漏洩したと見られる石綿が検出された事例が複数あることが報告されております。

石綿が隔離空間の外部に漏出した原因については、現在調査中となっておりますが、いずれも集じん・排気装置や前室の周辺における漏洩であります。

つきましては、労働者の石綿等の粉じんへのばく露を防止する観点から、石綿等が吹き付けられた建築物等解体等工事を実施する場合には、別添下記により集じん・排気装置を有効に稼働させるよう全建を通じ同省労働局安全衛生部化学物質対策課長より周知依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。